

## 工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領

### (目的)

第1 社会資本の整備にあたって、公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で、提供すること」といえる。そのうち「速やかに工事を完成させる」ことは、受注者、発注者の取り組むことのできる共通目標としてあげられる。安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適切な工程管理を行うことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始を行うことで効果を発現することができる。このことから「現場の問題発生に対する迅速な対応（以下、ワンデーレスポンスという）」を本要領により実施することで、監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対する迅速な対応を実現するものである。

### (対象工事)

第2 対象工事は、奈良県県土マネジメント部が発注するすべての工事において実施する。

### (実施方法)

第3 監督職員としての対応の基本は「即日回答」とする。

- (1) 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。
- (2) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答を「その日のうちに」する。
- (3) 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。
- (4) 監督職員は、現場の状況を受注者による説明資料等により報告を受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知するものとする。

### (留意事項)

第4 本要領の運用にあたっては、建設工事請負契約書、仕様書など監督業務に関する定め趣旨を十分踏まえるものとする。

- 2 ワンデーレスポンスをより効果的に運用していくため、受注者が発注者に対して協議を行う際、発注者が内容を速やかに把握できるよう留意しつつ協議するよう、受注者に十分説明しておくこととする。

(効果の検証)

- 第5 ワンデーレスポンスの効果を検証するため対象工事を選定するものとし、選定は各出先機関の主幹相当職又は県有施設営繕課及び営繕プロジェクト推進室の主幹相当職が行う。
- 2 対象工事は原則として当初設計金額1億円以上の工事とし、特記仕様書にその旨を記載するものとする。
- 3 主幹相当職員は今後の一層効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、対象とした工事について効果及び課題の把握等を行い、検査業務推進会議等を通じ、事例の報告や監督職員の指導に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。